

要 望 書

“未来へつなぐ ふじのくにの介護力”

令和4年8月31日

静岡県副知事

森 貴 志 様

静岡県老人福祉施設協議会

会長 種岡 養一

・・・・・・・・・・ 目 次 ・・・・・・・・・・

I	新型コロナウイルス感染症への対応について	1
II	物価高騰への対応について	2
III	介護人材の確保・養成・定着に向けた取り組みについて…	3
IV	福祉施設でのデジタル化の推進について	4
V	防災・防犯対策の充実・強化について	5
VI	福祉施設の老朽化への対応について	6
VII	特別養護老人ホームの運営について	7
VIII	養護老人ホームの運営について	8
IX	軽費老人ホームの運営について	9
X	居宅介護支援事業所の運営について	10

I 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、静岡県老人福祉施設協議会としては県当局等と緊密な連携体制のもと、高齢者施設にとって必要な対応にご尽力していただいております。感謝申し上げます。

今後につきましても、急速な感染拡大などにより収束が見通せない中、長期的な様相を呈しておりますことから、以下について要望いたします。

1 感染予防に向けた体制について

- (1) 今後の追加ワクチン接種においても、高齢者施設の入居者および職員への優先接種について、引き続き御配慮いただきたい。また、高齢者施設職員の同居家族へのワクチン優先接種についても御配慮いただきたい。
- (2) 高齢者施設への職員及び利用者の抗原検査キットやマスクなどの継続的提供について、引き続き対応をお願いしたい。また、短期入所施設についても特養等と同様の対応をお願いしたい。
- (3) 家族の面会や職員への行動制限等に関する指針の提示や面会等の制限解除の目安等の情報提供について引き続きご配慮いただきたい。

2 高齢者施設で感染が発生した場合の対応等について

- (1) 高齢者施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、初期対応が極めて重要であります。このため、感染拡大防止に向けて医療専門家(DMAT等)チームによる速やかな現場指導等の実施を引き続きお願いしたい。
- (2) 感染者の増加に伴う病床逼迫の場合、軽症者は入院できず、施設内で対応せざるを得ない状況が考えられますが、施設内のクラスター発生を防ぐためには、可能な限り入院対応が望ましいと思います。感染者の増加や重症化を防ぐため、施設入所者の病床確保についてご配慮いただきたい。
- (3) 感染発生時の施設間相互応援体制の運用において、県による引き続きの指導助言、財政支援をお願いしたい。特に、抗原検査キットなどの検査費用について助成対象とするなど柔軟な対応をお願いしたい。
- (4) 短期入所施設で短期入所の利用者が感染した場合、基本的には自宅へ戻りかかりつけ医にかかることになります。しかし、家族の介護力不足などで自宅へ帰れない、かかりつけ医が対応できない場合は、途端に困ってしまいます。制度上、嘱託医は配置されているが機能しない場合や、短期入所利用中にかかりつけ医が対応できない場合の医療提供体制の整備についてお願いしたい。

3 介護事業所の経営支援等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症発生に伴うかかり増し経費の予算措置の継続及び申請手続きの簡素化についてご配慮願います。

Ⅱ 物価高騰への対応について

- 1 全国老施協の緊急調査によると、電気代は3月では前年比36.7%（中央値）、4月では前年比32.1%（平均値）の上昇となっており、ガスなども同様に値上がりしています。光熱費・燃料費はじめ食材料費、おむつ代など大変な物価高騰により施設運営への深刻な影響が懸念される状況です。

「内閣府は新型コロナウイルス感染症への支援を目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」）」の用途を拡大し、原油高騰や物価高の影響を受ける介護施設などへの給食費・光熱水費などに使用することを認めた。新型コロナの影響を受けている介護サービス事業者・施設のみならず、食材料費の値上げや、光熱水費の高騰が生じている場合に、地方公共団体の判断で、臨時交付金を活用できるよう対象範囲を拡大した。」との報道もあります。

介護施設等は国の定める公定価格により運営されており、物価高騰の影響を利用者への転嫁やサービスの低下によって吸収することが出来ず、もはや経営努力のみでは対応することが困難な状況となってきました。

静岡県におかれましても、光熱費を始め物価高騰への緊急的な支援策についてご検討いただき、一日も早い実現を図っていただきますようお願いいたします。

また、各市町に対して特養等に対する交付金活用の優先度を上げていただくよう積極的な働きかけをお願いします。

- 2 軽費老人ホームの生活費は月額46,940円/人で食材料費及び共用部分に係る光熱水費に充てられているが、令和元年10月に消費税増税分として一部引き上げられて以来据え置かれている。一方、令和4年4月より電気の使用料を200%値上げした電力事業者もあり、食料品費、食材費が高騰し続けていて、油6回、小麦粉3回、砂糖4回と何度も値上げが繰り返されている状況です。新聞などの報道によると1万5千品目以上が値上げされており、軽費老人ホームの経営は危機的状況にあります。

このため、利用者から不足分を受益者負担として求めることが出来ない軽費老人ホームの実状に見合った生活費（食費等）の見直しをお願いしたい。（軽費委員会）

Ⅲ 介護人材の確保・養成・定着に向けた取り組みについて

介護現場では人材の恒常的な不足が続いており、本会が実施した「令和４年度職員採用等の経営課題に関するアンケート調査」によると、「職員が不足している」と回答した事業所は全体の６２．４％、令和４年４月１日現在、職員不足により一部閉鎖している事業所及び一部閉鎖のリスクがある施設が１５施設あるなど、介護人材の確保・養成・定着が大きな課題となっています。こうした状況を改善するため、次の事項について特段のご配慮をお願いしたい。

- １ 日本人人材採用促進のため、引き続き「就職フェア」等の開催回数の増加や圏域毎の開催などに取り組んでいただくとともに、各会場への参加者が少ないため、開催場所や時期の検討、募集内容の広報・周知などによるマッチング機会の拡大や参加者増加への取組
- ２ 介護職員認知症介護基礎研修を e-ラーニングで受講することが困難なケースがあるため、e-ラーニング以外の受講機会の提供
- ３ 「介護の仕事」への理解促進のため、県教育委員会など教育機関との連携協力と「介護の魅力」の啓発や効果的な情報発信
- ４ 外国人人材の雇用確保・定着のため、介護報酬加算メニューや助成金の創設に向けた引き続きの国への働き掛け
- ５ 外国人人材の候補者に、「静岡県」での「介護」の魅力をイメージとして伝えるためには、それぞれの言語や文化に配慮したリクルート用プロモーション映像が有効。既に作成いただいたフィリピンやモンゴル以外の国のプロモーション映像の作成
- ６ 令和元年度に創設いただいた介護サポーター育成事業について、実際の活用事例の紹介や各施設への一層の広報・周知による利用促進の取組
- ７ 県内労働人口拡大に向けた静岡県移住・就業支援金制度との連携や県社会福祉人材センターによるＵＩターン希望者への情報提供やマッチング支援など、介護職員の県外から県内への移住・就労促進に向けた施策の展開
- ８ 外国人留学生の場合、介護福祉士修学資金に係る法人による連帯保証が認められていて、当該外国人留学生が退学・退職等した場合に、法人が連帯保証人として責務を負う。万が一、法人に責がない状況で留学生が退学・退職した場合に、法人の連帯保証が免除・減額されるような保険等の施策の検討

Ⅳ 福祉施設でのデジタル化の推進について

1 科学的介護推進体制加算（L I F E加算）に対応した支援について

提出したデータについては、厚生労働省からのフィードバックデータを活用するなどしてケアの改善に結びつける必要があるが、実際のところ十分な活用が来ていない。このため、L I F E加算を活用したケアの向上につなげるため、フィードバックデータ活用のためのマニュアルの作成や研修会開催等によるご支援をお願いしたい。

2 介護業務におけるＩＣＴ化推進に対する助成制度の拡充について

介護ロボット・ＩＣＴ推進は、介護事業の質の向上及び生産性向上にとって重要であり、県においても県単独助成制度の充実に取り組んでいただいております。介護業務のデジタル化推進の中で、特に介護記録システム及びグループウェアの導入促進が必要であることから、助成制度の一層の拡充について御配慮いただきたい。

また、養護老人ホームにおいても利用者の重度化に伴う介護負担の増加とともに、介護人材不足になっており、介護を含む生活支援の現場でのＩＣＴ化の推進が必要です。介護保険施設においてはＩＣＴ化のための県単独補助金制度が用意されているが、養護老人ホームには補助金制度がありません。ＩＣＴ化補助金制度について、養護老人ホームに対してもご配慮いただきたい（養護委員会）。

3 介護現場でのＩＣＴ化推進のための人材育成等に関する支援について

介護事業ではコンピュータシステムの運用知識がある要員の人材確保が難しい状況にあります。このため、各施設・事業所におけるＩＣＴ化推進のための職員研修会の開催や各施設・事業所からの問い合わせに対応する相談窓口の設置など、介護現場でのＩＣＴ化推進のための人材育成等についてご支援いただきたい

4 介護保険申請業務等における提出書類の簡素化・市町の書式統一等について

介護保険制度の必要書類や加算等の申請書類等の簡素化による事務負担の軽減について御配慮願います。また、介護保険関連業務等には市町が所管する事業が多数あり、各施設・事業所では複数の市町の住民にサービスを提供することが少なくありません。この場合、必要な申請書式及び添付資料などは市町ごとに独自様式で設定されているため、煩雑で事務量が増大する原因となっています。これらを解消するため、県において標準的なモデル様式を定めるなど、市町間の書式及び資料の様式統一、さらには申請等業務の電子化の推進について市町に対してご指導・ご助言いただきたい。

V 防災・防犯対策の充実・強化について

頻発している豪雨災害や地震災害などに鑑み、各施設・事業所が被災時において地域の福祉資源としての機能を発揮するため、以下の項目について対応をお願いしたい。

1 防災対策

- (1) B C P（事業継続計画）策定未実施の各施設・事業所に対する策定支援及び策定された B C P の実行性確保のための人的・物的支援に係る連携強化に対する市町への指導・助言
- (2) 被災時における社会福祉施設の機能確保と福祉避難所機能の整備・維持に向けた市町への支援
- (3) 被災者避難を想定しての施設に必要となる設備や備品の調達・整備に係る助成金制度活用についての市町への支援

2 防犯対策

高齢者施設等に対する防犯対策助成メニューの確保及び助成対象の拡充

VI 福祉施設の老朽化への対応について

1 福祉施設機能維持のための既存設備の延命利用について

特養・養護・軽費等全ての種別に係る福祉施設の老朽化により、利用者の生活における安全性確保やサービスの向上に向けた修繕やリフォームが必要となっている。改築にあたっては巨額の費用負担が生じ、大きな経営リスクになることから、他の社会資本と同様に、修繕やリフォームによる施設の延命が投資効果上有効と考えるので、新設・改築に代わる施設整備として、既存ストックの有効利用を目指した県単独の支援をお願いしたい。また、単年度事業のみでなく複数年の助成事業についてもご検討いただきたい。

- (1) 福祉施設機能維持のため、建物や既存高額設備（ボイラー・空調機器、配管設備、エレベーター等）の修繕、又は更新に係る経費への支援
- (2) 県が制度化している特養等に対する改築事業助成について、政令市の特養等においても同様の助成が受けられるよう、県から政令市への働き掛け

2 養護老人ホームの建替等について（養護委員会）

県内会員施設21施設のうち築25年以上が11施設、うち30年以上が10施設で、さらにそのうち4施設は40年以上という状況にあり、施設設備の老朽化が著しい。

また、近年の災害により非常用電源の脆弱性が露呈し非常用発電装置の重要性を痛感させられた。安定的なサービス提供のために必要な対応をお願いしたい。

- (1) 施設整備判断に必要な老朽度調査について、県と設置者の連携による実施の検討
- (2) 利用者が安心して安全な生活を送るため、施設機能の陳腐化や老朽化への対応に対する支援策の検討

3 軽費老人ホームの大規模修繕等について（軽費委員会）

大規模修繕費、エアコン、厨房機器、エレベーター等機器の入れ替え費用の補助金と受益者負担の積み立てを認めていただきたい。

Ⅶ 特別養護老人ホームの運営について（特養委員会）

『令和３年度 特別養護老人ホーム待機入所状況調査』より、入居稼働率が 90%を下回る施設があり待機者確保の困難さが稼働率低迷の要因の一つと考えられる。

また、特養入所条件が原則要介護度 3 以上となり、重度者の入所が増加する半面、入所期間の短縮が認められ、待機者確保の困難さに拍車をかけている。

そのような中、『令和３年度 特別養護老人ホーム介護報酬改定に伴う加算取得調査（１回目）報告書』から、運営の安定化に向け、各施設が積極的に加算を算定していることも確認できる。特に、日常生活継続支援加算は 72.6%が算定をしているが、要件を維持していくことが待機者確保の困難さに連動し厳しくなっている。

また、施設入所前の高齢者介護の状況も変化しており、『静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針』との乖離も見て取れる。

そこで、運営の安定並びに利用者ニーズに沿った施設選択の適正化の観点等から、以下の項目について対応をお願いしたい。

- （１）日常生活継続支援加算について、新規入所者の要介護度や認知症日常生活自立度等を要件とすると、加算算定のために施設側が入所者を選別する状況が発生し得る。要件を新規入所者の入所時の状況ではなく、入所者全員の状況を反映するものに見直していただきたい。
- （２）日常生活継続支援加算の算定基準を踏まえると、『静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針（別表）入所申込者評価基準』の「１ 本人の状況」は要介護状態だけではなく、認知症日常生活自立度や医師の指示に基づいた喀痰吸引や経管栄養を行う必要性の有無を反映していただきたい。
- （３）『静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針（別表）入所申込者評価基準』の「２ 介護者等の状況」は介護者が要支援状態または高齢者であることの状況はあるが、就学中や就労中の若い世代（ヤングケアラー）であることによる介護の困難さも反映していただきたい。
- （４）介護報酬の地域区分について１級からその他まで公務員の地域手当区分に準拠しつつ級地が設定されている。また隣接地の状況によっては一部特例がある。この特例は平成 27 年度・30 年度介護報酬改定されたものでありますが施設において最近の人材確保の経費割合は上昇傾向にあり、年々増加してきているので複数近接ルールをより柔軟的に取り扱うことが可能となるよう県からも要望をお願いしたい。

VIII 養護老人ホームの運営について（養護委員会）

1 入所措置が必要な高齢者の適切な把握と措置対応について

一昨年、昨年と県内の養護老人ホームが閉鎖となっている。これは、慢性的な空床状態が続き経営が維持できないためと思われる。養護老人ホームは地域福祉を支える重要なセーフティネットであるが、県内会員養護老人ホームの入居稼働率は76.3%（令和4年7月1日現在）と、この慢性的な空床状態により厳しい経営を強いられている。その一方で、単身で生活する高齢者は増加しており、措置による養護が必要とされる高齢者も増えているものと思われる。

そこで、市町の措置事務担当者に対し、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、養護が必要な高齢者に対し措置制度による適切な措置が講じられるようご配慮いただきたい。

2 養護老人ホームに従事する職員の処遇改善加算について

令和3年11月に政府は、経済対策による介護職員等の処遇改善に伴い、養護老人ホーム職員の処遇改善のため、令和4年度から地方交付税措置を講じることとした。こうした国の対応に対し、県内のすべての市町における老人保護措置費の支弁額等の改定状況を把握していただき、処遇改善措置が未施行の市町に対しては適切に措置を講じるようご配慮いただきたい。

IX 軽費老人ホームの運営について（軽費委員会）

- 1 ケアマネジャーの資格更新研修について、事前提出書類である演習科目の事例について、本県の場合7項目（テーマ）の要素が全て含まれる事例の提出が必要とされており、他都道府県のようにその中から3～4項目の選択制でないため、受講者に過度な負担を強いる結果となっています。また、研修期間も13日間と長く、受講料も高額なため、有資格者が更新研修参加を断念するケースが増えています。このため、働きながら資格を維持しなければならない職員の過度な負担にならないよう提出書類や研修期間等についてご配慮いただきたい。

＜参考：会員施設のケース＞

入所のケアマネジャーが実家の仕事を手伝うために退職したので、他の資格を有する複数職員の中から担当を決めるつもりでしたが、全員が有資格者にもかかわらず更新研修の負担が重いために更新を行わず、せっかく有資格者が在籍しているのに新たに採用しなければならない状況にあります。

- 2 利用料は前年の所得よりA型は21階層、ケアハウスは18階層に算定されて、どちらも下限の対象年間収入が150万円以下となっています。しかし最近の入居希望者は年間100万円を下回る方も増えていて（特にA型）、利用料による経済的な負担が重くなっています。今後、低所得の高齢者の増加が予想される中で、より多くの方にご入居いただくために、前年所得の下限を現状一律150万円以下の設定を150万円～100万円の区分を設定して低所得者の負担を軽減していただきたい。

X 居宅介護支援事業所の運営について（地域ケア委員会）

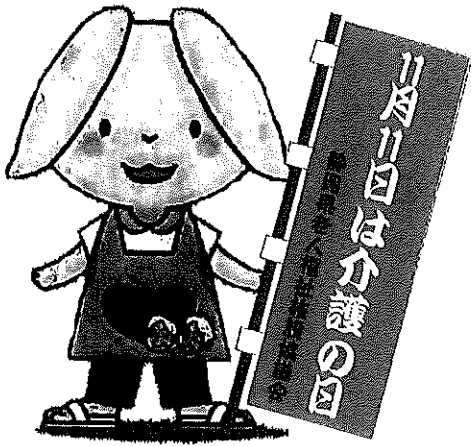
1 介護支援専門員の更新研修の助成について

介護支援専門員の数は、現在新規の資格取得者が減少している状態で、現資格保有者をできるだけ維持しなければ、人材不足により事業そのものが維持できなくなる可能性が高くなってしまう。しかしながら、その資格更新のためには研修が義務付けられており、それが資格保有者の負担となっている。そこで、研修における費用、時間をそれぞれの介護支援専門員の所属する事業所が負担するよう指導し、併せてその費用を負担した事業所については県から助成する「介護支援専門員更新研修助成金」制度を検討していただきたい。

2 国への働きかけについて

介護保険制度創設当時は、介護支援専門員 1 名あたり 50 件/月のケアプラン作成が可能で、加えて介護予防支援費の区別もなく要支援者のケアプラン作成費は現在より高額であった。現在では AI の活用を加えても 44 件が限界で、実際は作業量の大幅な増加から 30 件台前半に留まることが通常である。また予防事業のケアプランは 3,000～4,000 円程度と大幅に単価が下がることから、事業所としての収入は大幅に減少している、加えて国の処遇改善の対象としても外されるなど処遇も介護職と比べ低く、将来的な人材獲得が困難と言わざるを得ない。

このままでは、将来的に居宅介護支援事業所は運営できなくなってしまう懸念があることから、報酬の改善等、救済的措置を国に働きかけていただきたい。



「ケアットちゃん」

静岡県老人福祉施設協議会

「介護の日」キャラクター